

機械設備工事特記仕様書 (R 6. 7改訂)

I. 工事概要
1. 工事場所 福井県永平寺町松岡兼定島地係
2. 建物概要

Table with columns: 棟名称, 構造, 階数, 延べ面積 (m2), 消防法施行令別表第一 (7)項, 建築基準法別表第一の用途, 備考. Rows: A: 本部棟, B:, C:, D:

3. 工事種目 (●印を付けたものを適用し、各一式とする)

Table with columns: 棟別および屋外, 工事種目, 適用区分 (A, B, C, D), 屋外. Rows: 空気調和設備, 換気設備, 排煙設備, 自動制御設備, 衛生器具設備, 給水設備, 排水設備, 給湯設備, 消火設備, ガス設備, 浄化槽設備, 厨房機器設備, 撤去工事

- 4. 別契約の関連工事
○建築関係工事 ●電気関係工事 ○給排水関係工事 ○空調関係工事
○その他工事 ()
5. 工期
別示す公告等による。
(但し、下記に指定する部分の工事については令和 年 月 日完成)
指定部分

- II. 工事仕様
1. 共通仕様
(1) 現場説明書、特記仕様書、設計図面に記載がない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の仕様書等による。
「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和7年版)」(以下、「標準仕様書」という。)
「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和7年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)
「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和7年版)」(以下、「標準図」という。)
(2) 工事種目に電気設備工事および建築工事を含む場合、その仕様は当該図面による。
(3) 設計変更の対象事項および手続きならびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約におけるガイドライン(総合版)」(福井県土木部)による。

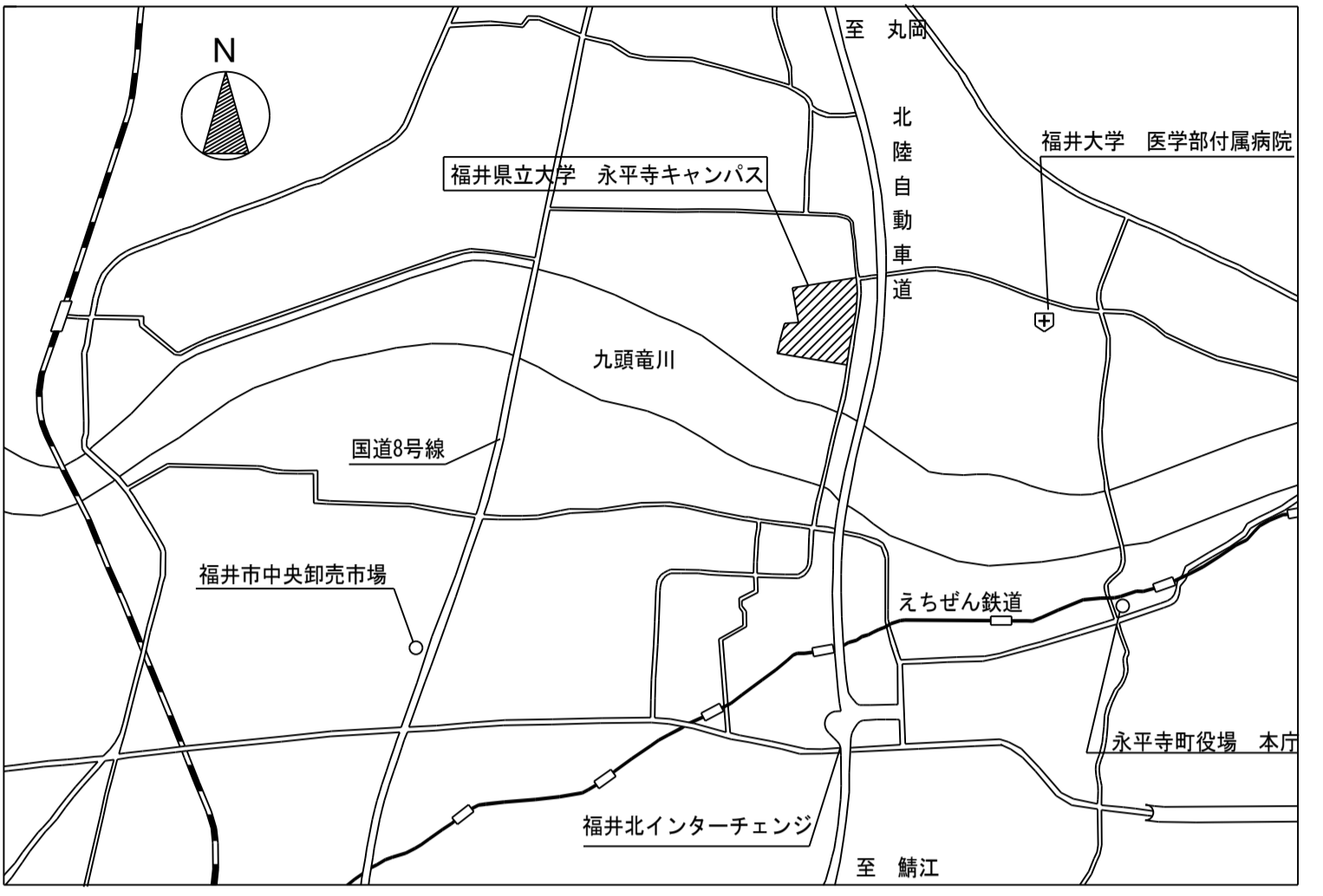
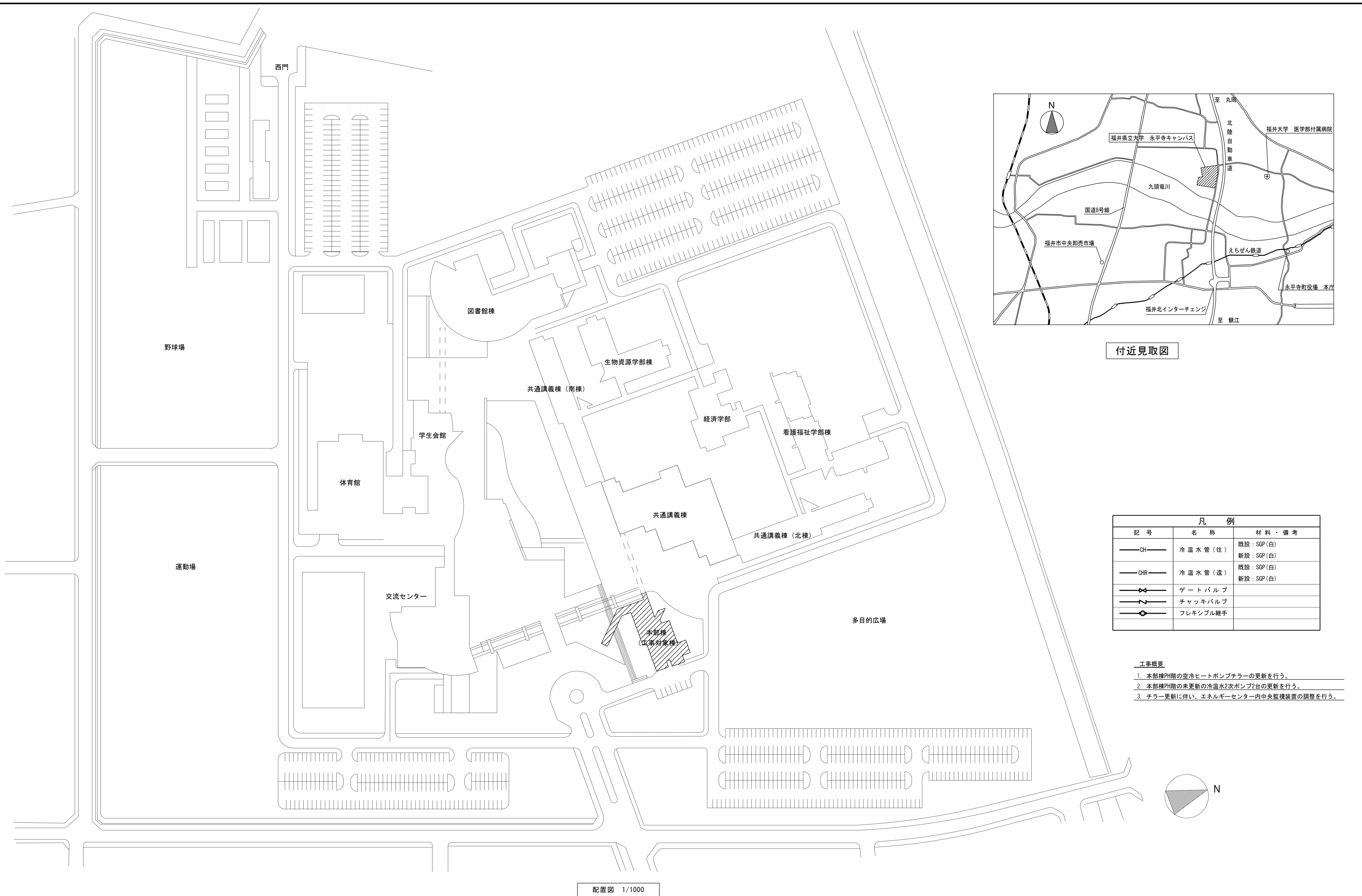
- 2. 特記仕様
1) 項目および特記事項は、●印のついたものを本工事に適用する。ただし、●印のない場合は※印を適用する。

Table with columns: 項目, 特記事項. Rows: ●施工条件, ●事務処理, ●近接工事の間接費等, ●施工計画書, ●施工体制の確保, ●非公署その他への手続, ●主任技術者等の資格, ●技能士(1級)の適用, ●下請負人の選定, ●公共事業労務費調査

Table with columns: 項目, 特記事項. Rows: ●工事用資材の選定, ●設備機材等, ●機材等の検査・試験, ●電気工作物の種類, ●電気保安技術者, ●品質管理, ●施工中の安全確保, ●火気の取り扱い, ●施工調査, ●中埋物設備, ●非破壊調査, ●工法等の提案, ●工事用電力, ●現場表示板, ●工事用仮設物, ●仮設間仕切り, ●養生, ●後片付け, ●撤去, ●再使用機材

Table with columns: 項目, 特記事項. Rows: ●発生材の処理等, ●グリーン購入調達, ●情報共有システム, ●電子納品, ●電子納品の対象

Table with columns: 項目, 特記事項. Rows: ●完成時の提出図書等, ●設計図, ●著作権等, ●耐震施工, ●機器の据え付け及び取付, ●配管材料等, ●アンカーボルトのナット用合成樹脂製キャップ, ●配管材料等, ●一般用弁, ●伸縮管継手, ●フレキシブルジョイント, ●既設配管の再生を行う場合の留意事項, ●溶接接合, ●既設配管接続部の試験, ●埋設配管の防食処理

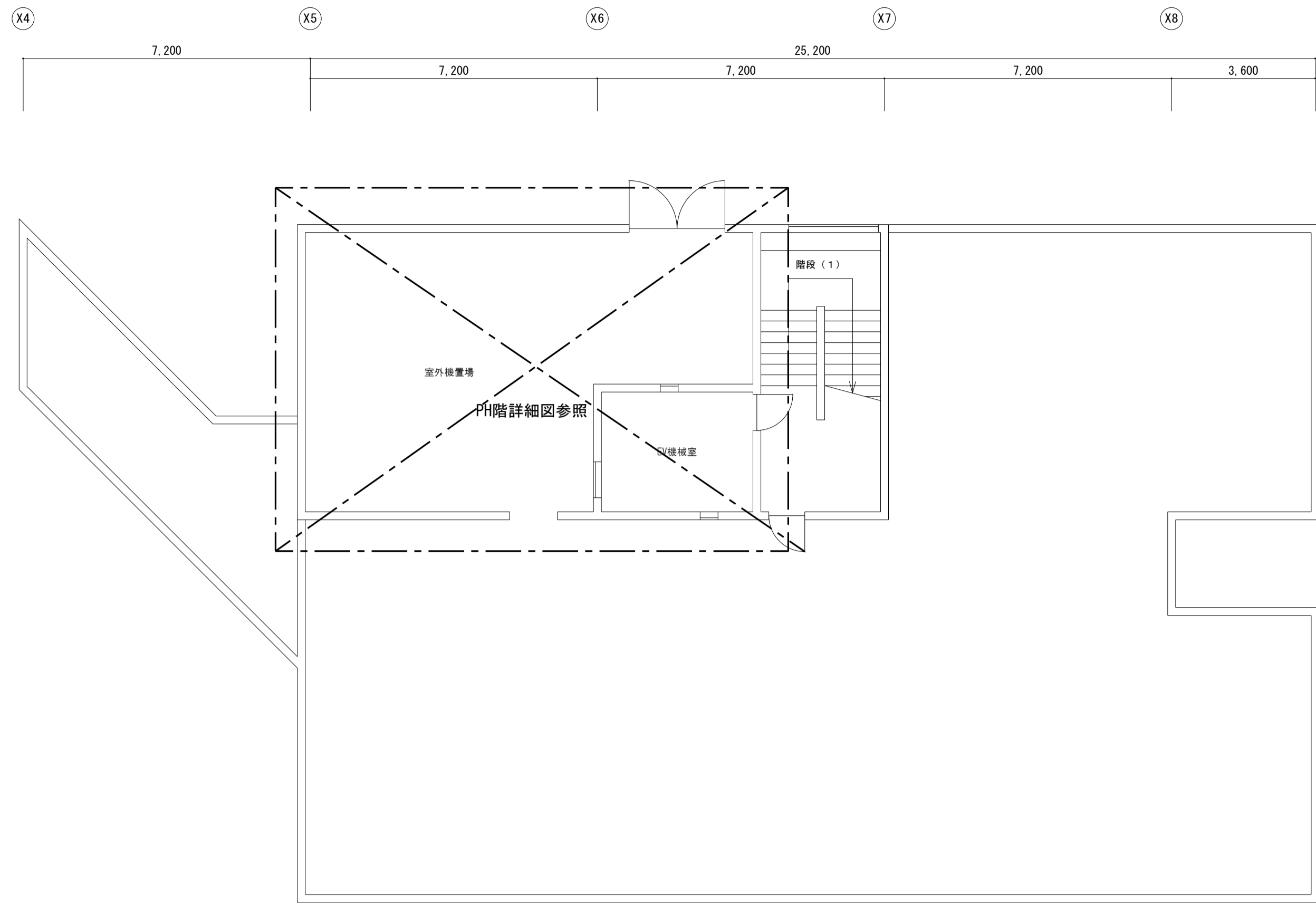


付近見取図

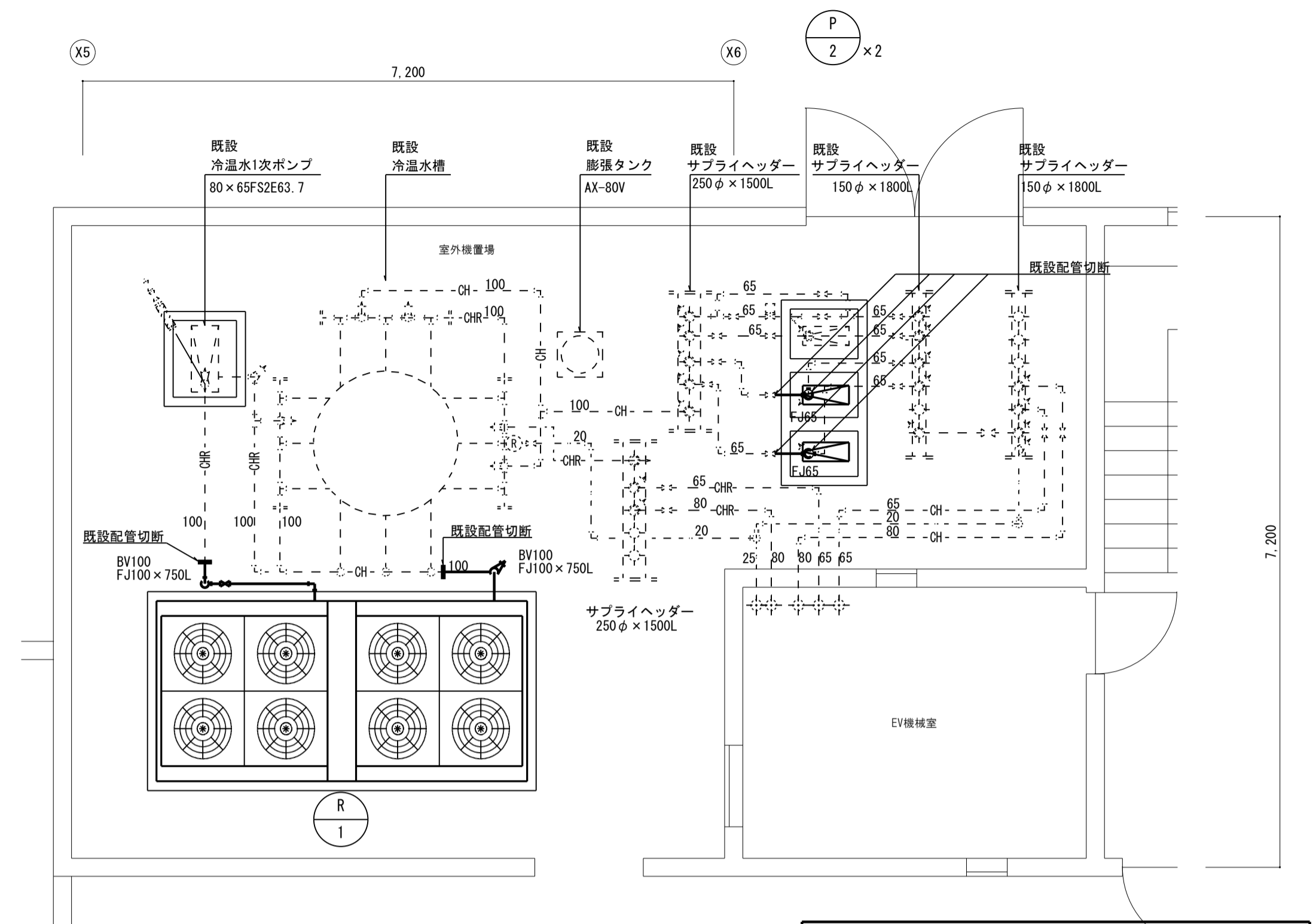
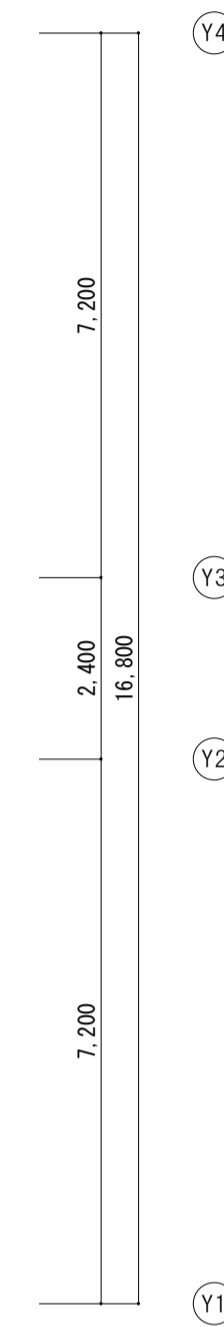
凡 例		
記号	名称	材料・備考
—CH—	冷温水管(往)	既設:SGP(白) 新設:SGP(白)
—CHR—	冷温水管(還)	既設:SGP(白) 新設:SGP(白)
—G—	ゲートバルブ	
—C—	チャッキバルブ	
—F—	フレキシブル継手	

- 工事概要
1. 本部棟PH階の空冷ヒートポンプチラーの更新を行う。
 2. 本部棟PH階の未更新の冷温水2次ポンプ2台の更新を行う。
 3. チラー更新に伴い、エネルギーセンター内中央監視装置の調整を行う。

配置図 1/1000



PH階平面図 1/100



PH階詳細図 (改修前) 1/50

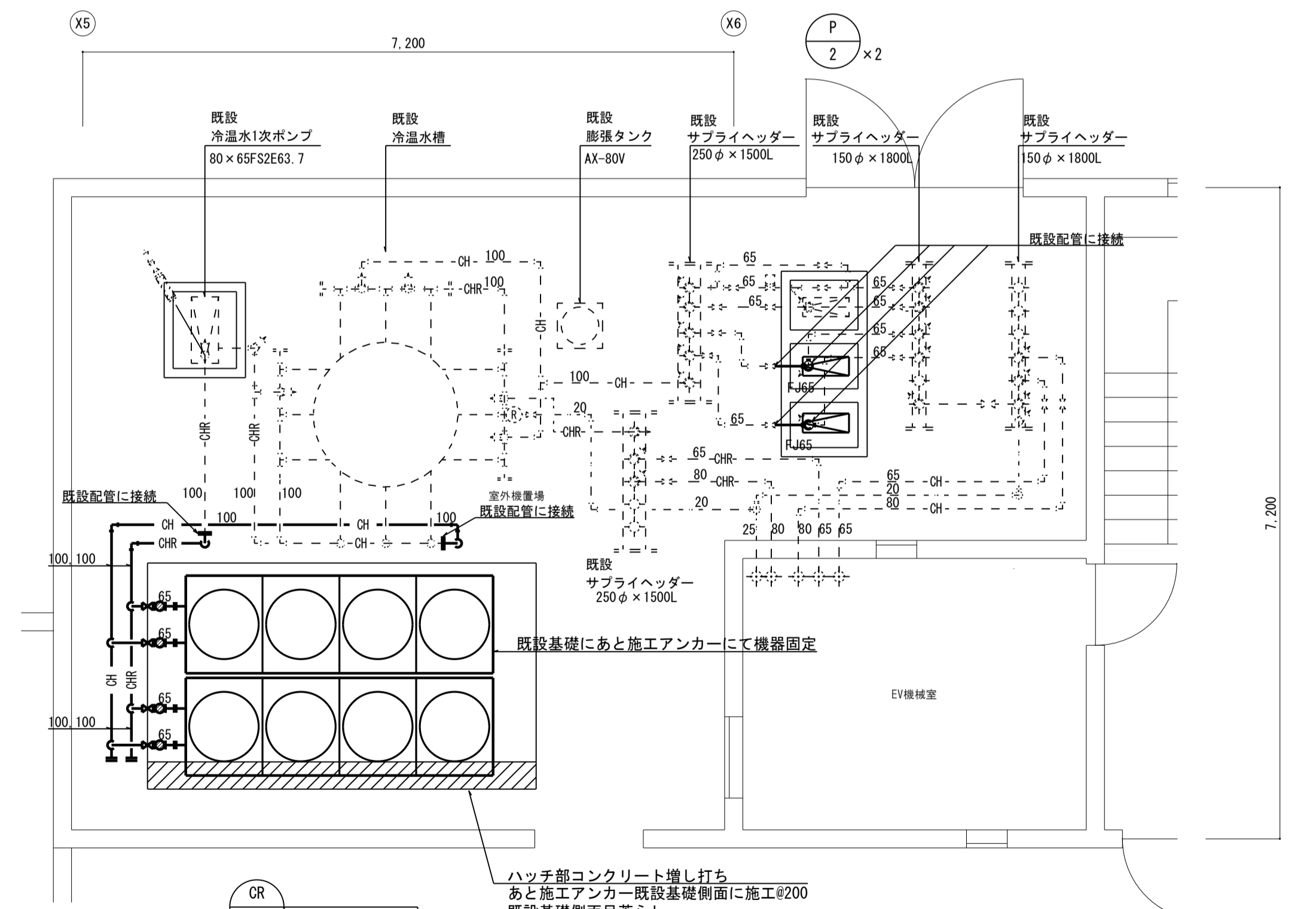
注記
 1) 本図中の細破線部分は、既設機器、配管を示す。
 2) 本図中の太線部分は撤去機器、配管を示す。

新設空調機器表

記号	名称	機器仕様	系統 (設置場所) 参考品番	計
CR-1	空冷ヒートポンプ	ポンプレス 標準形	屋上	1
	チリングユニット	冷却能力 150.0kW × 2 加熱能力 150.0kW × 2 冷温水量 冷水: 614L/min (温度差: Δt=7°C) 温水量: 614L/min (温度差: Δt=7°C) 電気容量 圧縮機 9.2 kW × 4 × 2 送風機 0.92 kW × 4 × 2 消費電力 (冷却) 42.73kW × 2 (加熱) 41.78kW × 2 (3φ200V) 連結配管 JIS10K接続フランジ アクティブフィルター 防雪ネット (溶融亜鉛メッキ、吹出用) モジュールリモコン スプリング防振架台 標準付属品含 (Yスト、CV他) 漏電遮断機	(CAHV-MP1500B × 2)	
P-2	冷温水2次ポンプ	片吸込渦巻形 能力 40φ × 32φ × 210L/min × 25m × 2.2 kW (3φ200V) 防振架台	屋上 (40 × 32FS2F62, 2F)	2

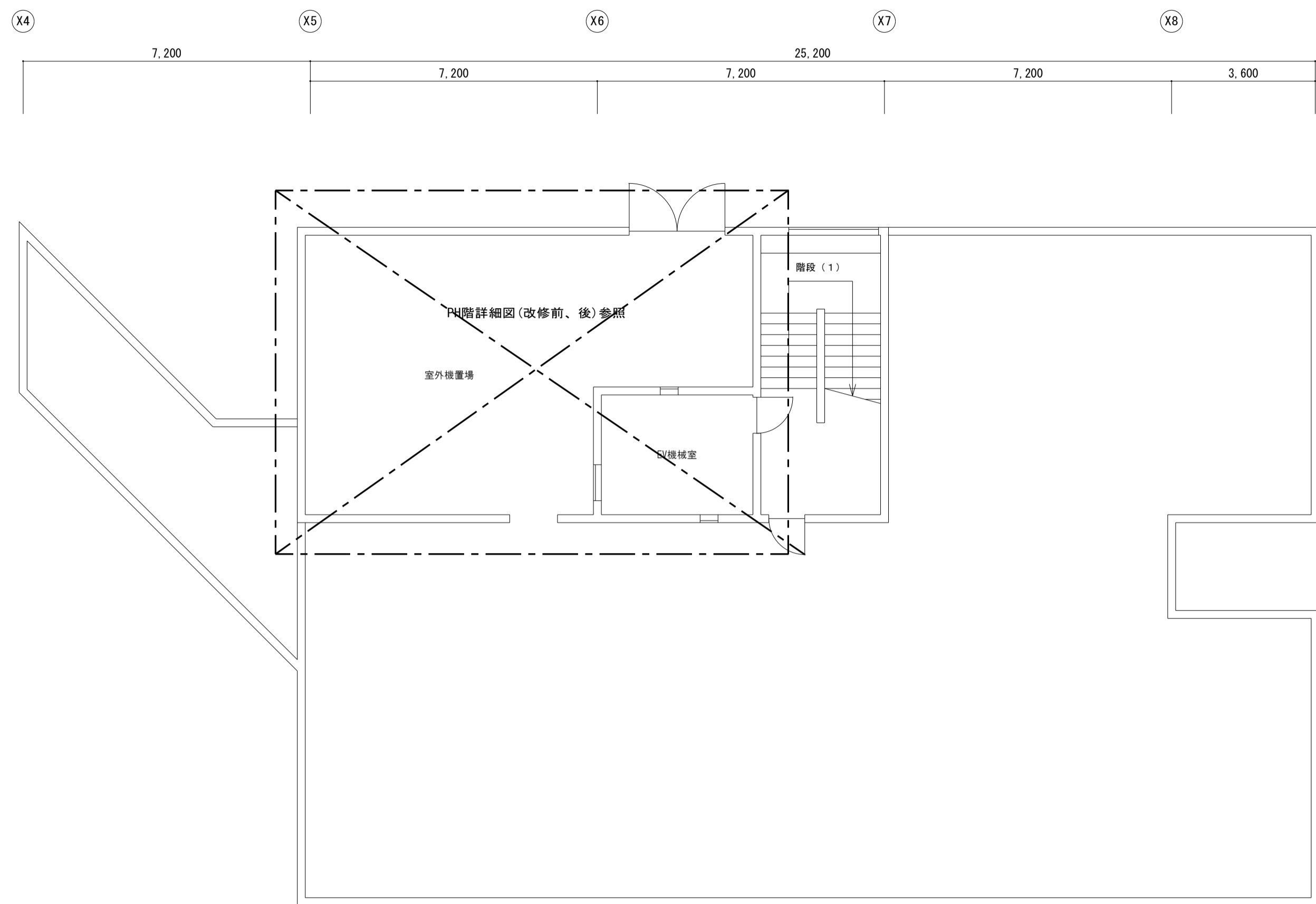
撤去空調機器表

記号	名称	機器仕様	計
R-1	空冷ヒートポンプチラー	標準型 冷房能力 220,000 kcal/H 暖房能力 217,000 kcal/H 冷温水量 733 L/min 圧縮機 30 × 2 kW 送風機 2.2 × 2 kW (3φ200V)	1
P-2	冷温水2次ポンプ	40φ × 32φ × 250L/min × 25m 動力 2.2kW (3φ200V)	2

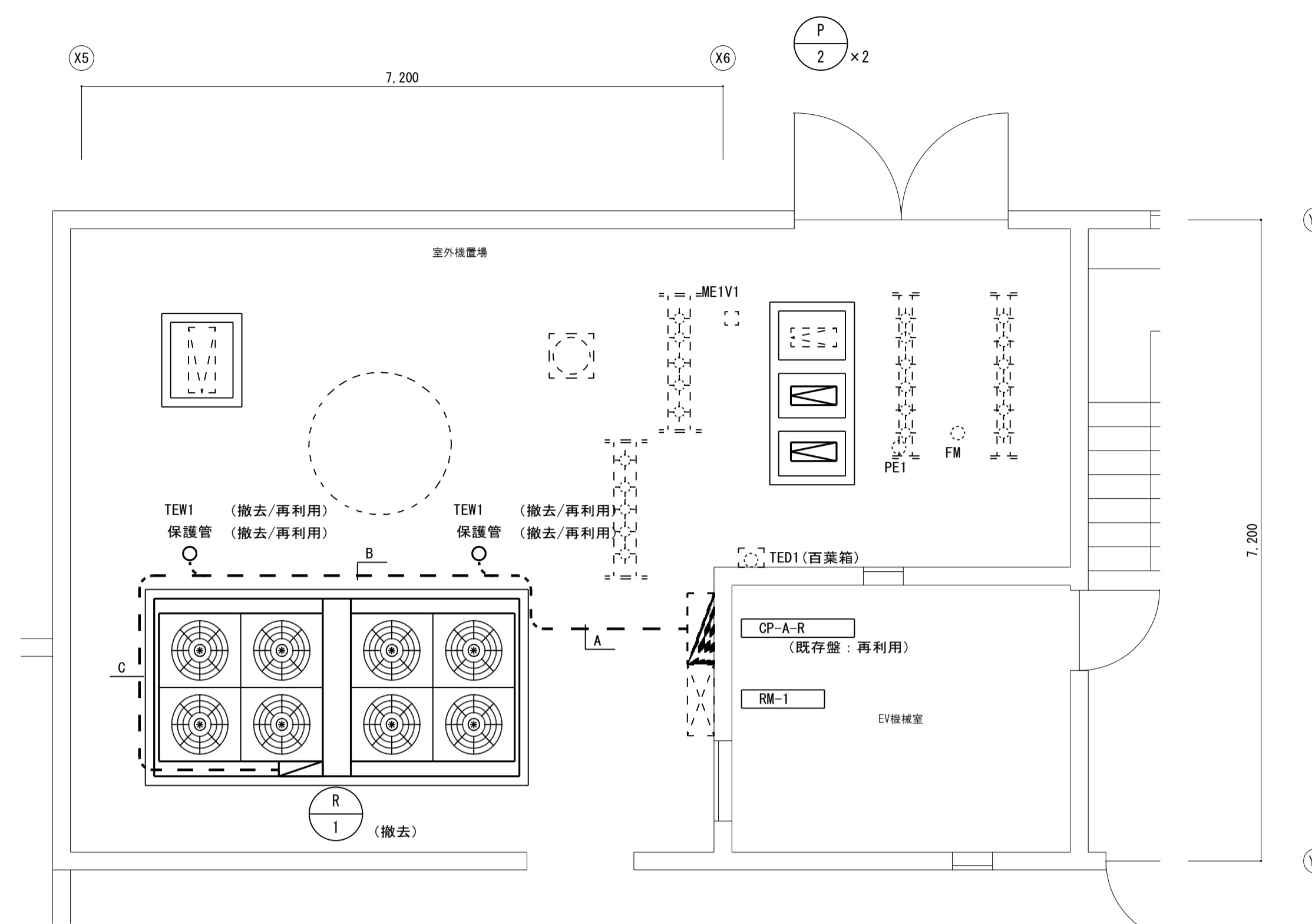


PH階詳細図 (改修後) 1/50

注記
 1) 本図中の細破線部分は、既設機器、配管を示す。
 2) 本図中の太線部分は新設機器、配管を示す。



PH階平面図 1/100

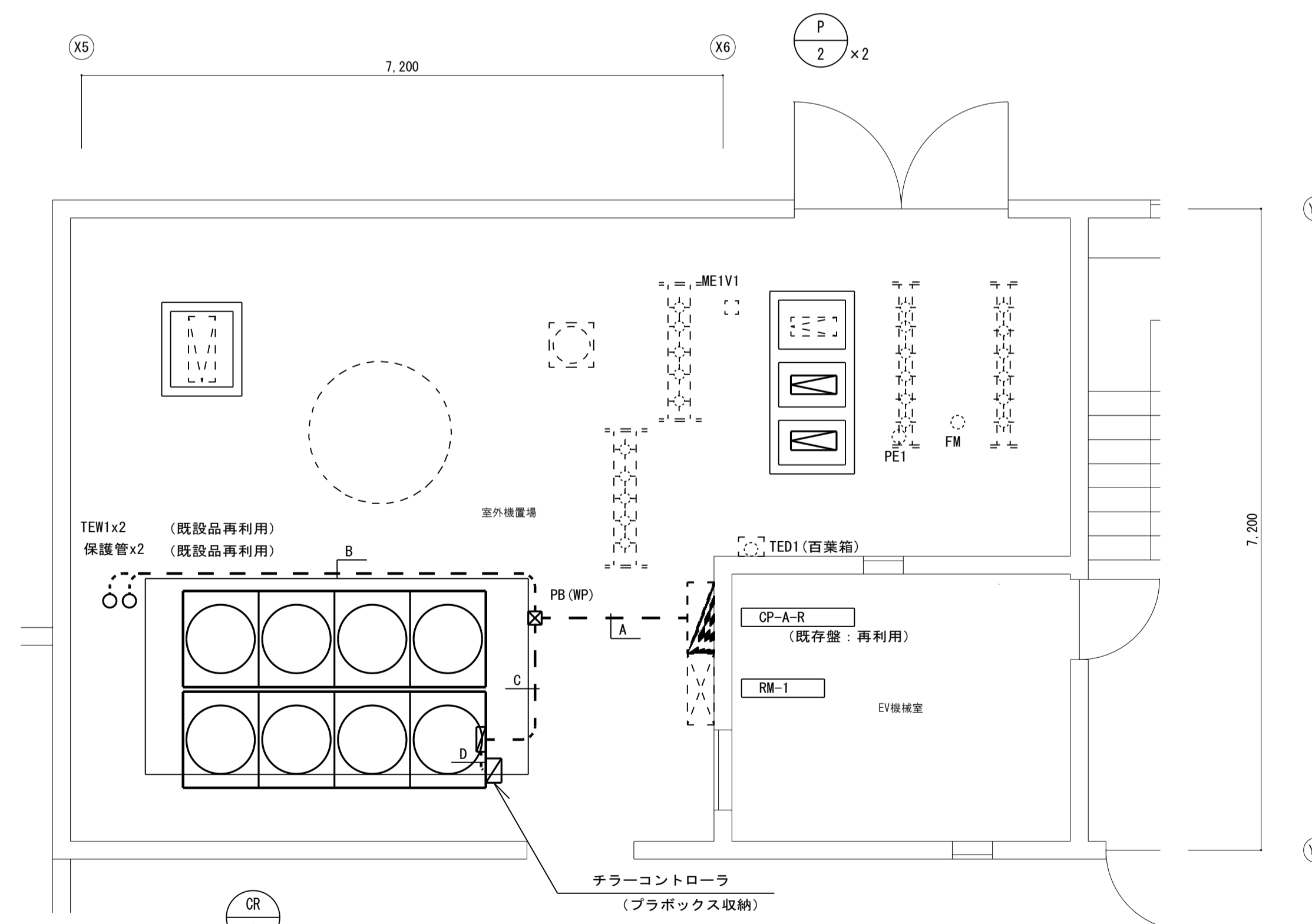


PH階詳細図(改修前) 1/50

改修前							
-A-	CVV	1.25	φ	- 2C	x 2 (G28)	TEW1 x2 (撤去)	
	CPEV	0.9mm	-	10P	(G28)	R-1 (撤去)	
-B-	CVV	1.25	φ	- 2C	(G22)	TEW1 (撤去)	
	CPEV	0.9mm	-	10P	(G28)	R-1 (撤去)	
-C-	CPEV	0.9mm	-	10P	(G28)	R-1 (撤去)	
改修後							
-A-	EM-	CEE	1.25	φ	- 2C	x 2 (G28)	TEW1 x2
	EM-	CPEE	0.9mm	-	10P	(G28)	CR-1
-B-	EM-	CEE	1.25	φ	- 2C	x 2 (G28)	TEW1 x2
-C-	EM-	CPEE	0.9mm	-	10P	(G28)	R-1
-D-	EM-	CEES	1.25	φ	- 2C	(G22)	チラーコントローラ

記号凡例	
平面図記号	内容
---	配管配線
☒ PB	ブルボックス(WPは防水仕様) 300×300×200

機器凡例			
シンボル	記号	配線	配管
○	TEW1	EM-CEES 1.25φ - 2C	(G22)
○	PE1	CVVS 1.25φ - 2C	(G22)
○	FM	CVVS 1.25φ - 2C	(G22)
○	CVV	2φ - 3C	(G22)
□	ME1V1	CVV 2φ - 6C	(G22)

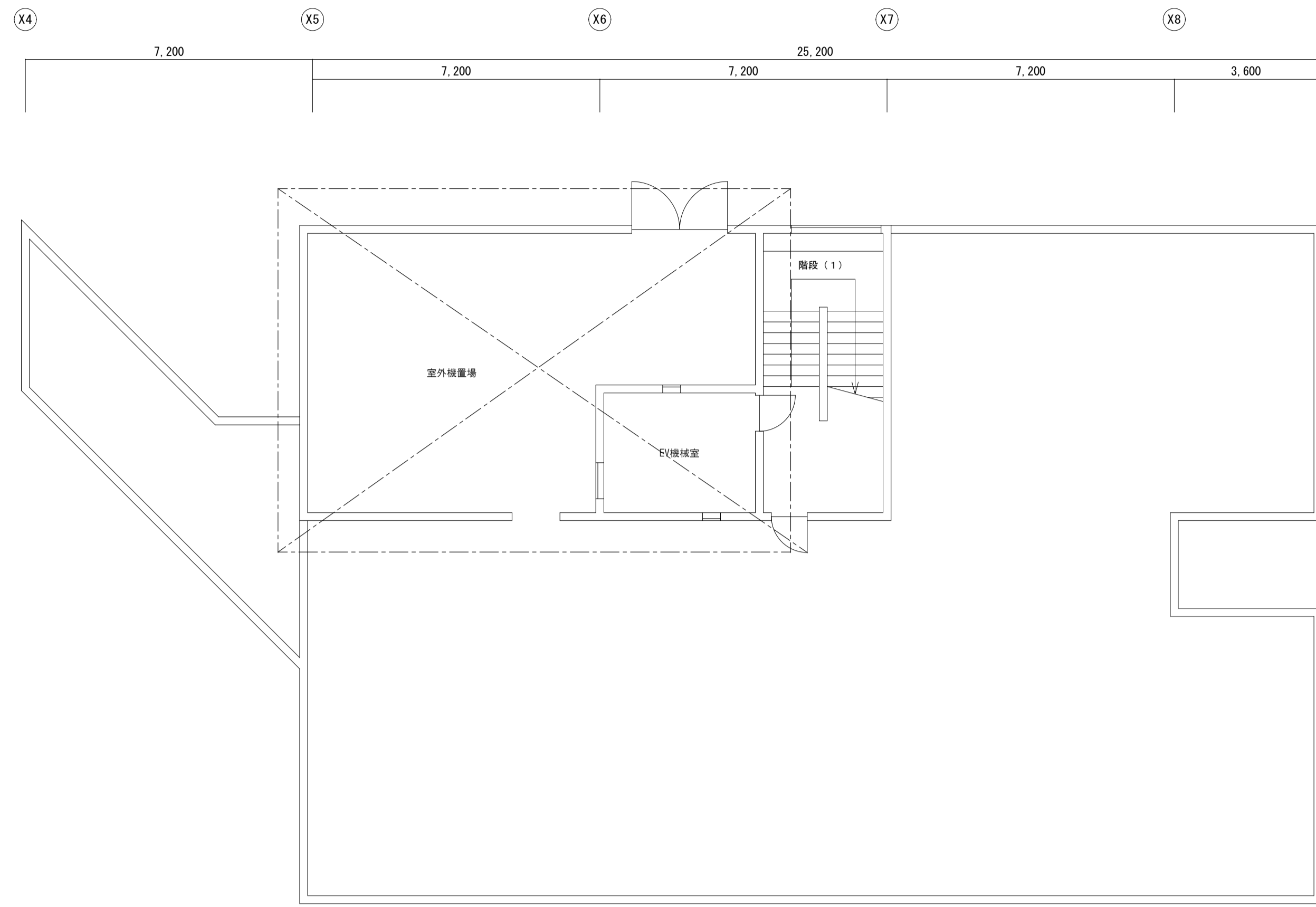


PH階詳細図(改修後) 1/50

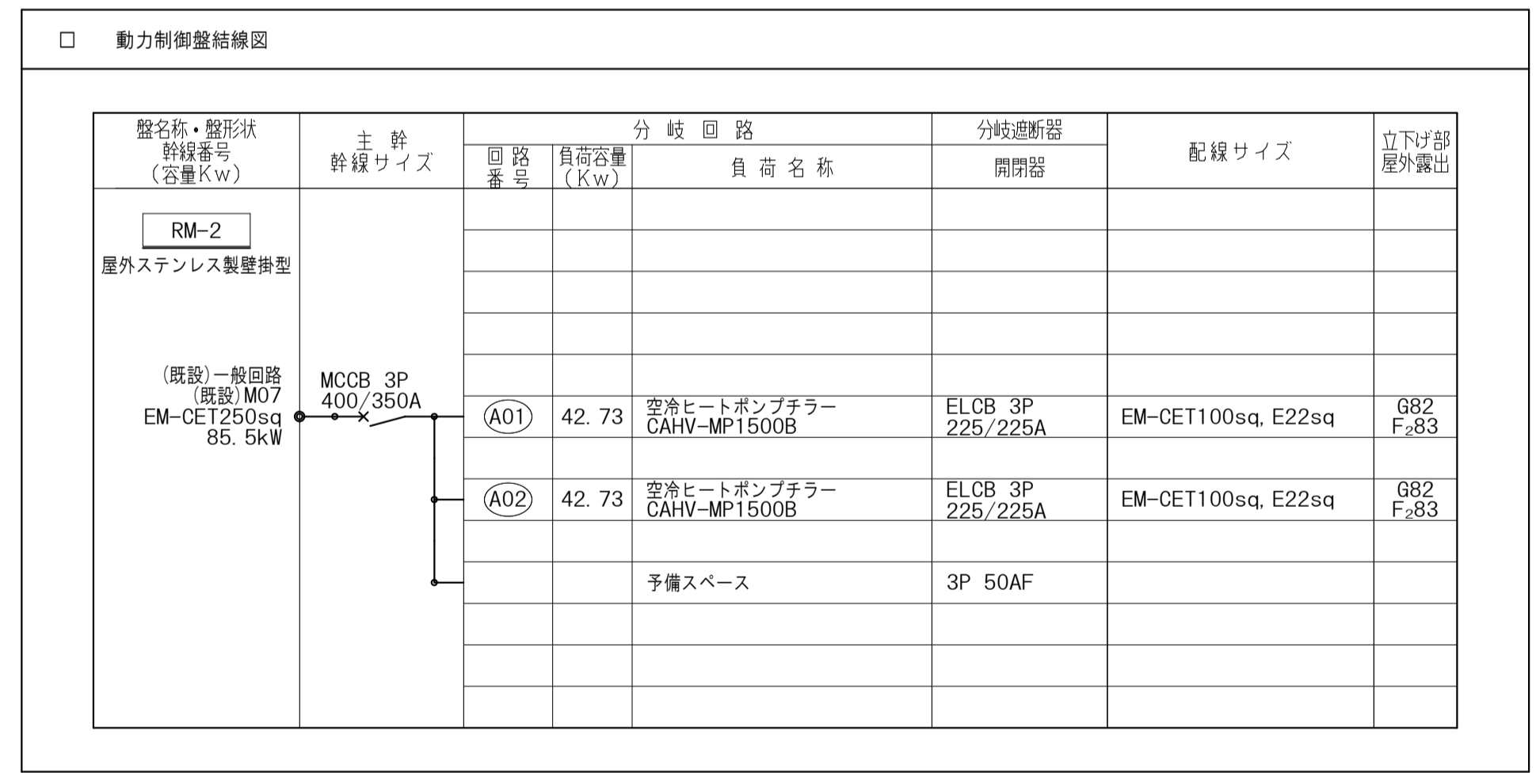
注記: 記載なき配線は、既存再利用とする。

電気設備工事特記仕様書																																							
(R 5. 7改訂)																																							
I. 工事概要																																							
1. 工事場所 福井県永平寺町松岡兼定烏地保																																							
2. 建物概要																																							
棟名称		構造	階数	延べ面積 (m ²)	消防法施行令別表第一	建築基準法別表第一の用途	備考																																
A：管理棟		RC	3階	1,693	(7)項	学校																																	
B：																																							
C：																																							
D：																																							
3. 工事種目 (●印を付けたものを適用し、各一式とする)																																							
棟別および屋外		適用区分																																					
工事種目		A	B	C	D	屋外																																	
電灯設備		○	○	○	○																																		
動力設備		●	○	○	○																																		
電熱設備		○	○	○	○																																		
雷保護設備		○	○	○	○																																		
受変電設備		○	○	○	○																																		
電力貯蔵設備		○	○	○	○																																		
発電設備		○	○	○	○																																		
構内情報通信網設備		○	○	○	○																																		
構内交換設備		○	○	○	○																																		
情報表示設備		○	○	○	○																																		
映像・音響設備		○	○	○	○																																		
拡声設備		○	○	○	○																																		
誘導支援設備		○	○	○	○																																		
テレビ共同受信設備		○	○	○	○																																		
テレビ電波障害防除設備		○	○	○	○																																		
監視カメラ設備		○	○	○	○																																		
駐車場管制設備		○	○	○	○																																		
防犯・入退室管理設備		○	○	○	○																																		
火災報知設備		○	○	○	○																																		
中央監視制御設備		○	○	○	○																																		
撤去工事		●	○	○	○																																		
構内配電線路 (外灯設備も含む)						○																																	
構内通信線路						○																																	
4. 別契約の関連工事																																							
○建築関係工事		○電気関係工事	○給排水関係工事	●空調関係工事																																			
○その他工事 ()																																							
5. 工期																																							
別に示す公告等による。(但し、下記に指定する部分の工事については令和 年 月 日完成) 指定部分 ()																																							
II. 工事仕様																																							
1. 共通仕様																																							
1) 現場説明書、特記仕様書、設計図面に記載がない事項は、国土交通省大臣官庁官庁官庁官庁の仕様書等による。「公共建築工事標準仕様書(電気設備工編)(令和4年版)」(以下、「標準仕様書」といふ。)																																							
「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工編)(令和4年版)」(以下、「改修標準仕様書」といふ。)																																							
「公共建築設備工事標準図(電気設備工編)(令和4年版)」(以下、「標準図」といふ。)																																							
2) 工事種目に機械設備工事および建築工事を含む場合、その仕様は当該図面による。																																							
3) 設計変更の対象事項および手続きならびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約におけるガイドライン(総合版)」(福井県土木部)による。																																							
2. 特記仕様																																							
1) 項目および特記事項は、●印のついたものを本工事に適用する。ただし、●印のない場合は※印を適用する。																																							
章	項目	特記事項																																					
一般事項	●施工条件	現場説明書による。																																					
	●事務処理	福井県営繕工事監督事務処理要領による。																																					
	●近接工事の調整費等	密接に係る同一工事区内の工事と同一施工業者が落札した場合は、両工事を合算したもので落札後調整を行う。																																					
	●施工計画書	標準仕様書第1編1.2.2により施工計画書を作成し、監督職員に提出する。																																					
	●施工体制の確保	建設業法によるほか、下記により工事現場における適正な施工体制の確保を図る。(1) 提出書類 1 施工体制台帳および施工体系図の写し 2 工事担当技術者台帳の写し 監理技術者および主任技術者(下請負を含む)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載し、施工体制台帳または施工計画書に添付する。 3 工事元請・下請関係者届出書 該当なき場合はその旨を記入し提出する。(2) 工事実績情報の登録(工事請負代金額が500万円以上の工事) 工事実績情報サービス(GORINS)に基づき、工事の受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、期限内に登録機関に登録申請をしなければならない。 また、登録完了後は「登録内容確認書」をただちに監督職員に提出しなければならない。(3) 名札の着用 監理技術者および主任技術者(下請負を含む)および元請業者の専門技術者は、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、氏名、所属会社名、社印および発行年月日が記載された名札を着用する。																																					
	●官公署への手続き	工事に必要な官公署等への手続きは標準仕様書第1編1.1.3又は改修標準仕様書第1編1.1.3による。官公署等への諸手続および費用は受注者の負担とする。																																					
	●主任技術者等の資格	別に示す公告等による。																																					
	●下請負人の選定	下請負人を選定する場合には、福井県内に主たる営業所を有する者の中から選定すること。ただし、あらかじめ書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。(福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱第6条)																																					
	●公共事業労務費調査	公共事業労務費調査の対象工事となった場合(工期経過後も同様)には、調査票の記入等について必要な協力を行う。																																					
	一般事項	●工事用資材の選定	工事材料や物品等の調達においては、福井県内に主たる営業所を有する者の中からの調達および県産品の活用に努める。また工事完成時に県産品使用実績報告書を監督職員に提出する。本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの、または、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。また、設備機材等の製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとし、証明となる資料または外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。(1) 品質および性能に関する試験データが整備されていること。(2) 生産施設および品質の管理が適切に行われていること。(3) 安定的な供給が可能であること。(4) 法令等で定める許可、認可、認定または免許等を取得していること。(5) 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。(6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。																																				
●設備機材等																																							
●機材等の検査・試験		標準仕様書または改修標準仕様書による。監督職員の指示による。																																					
●工事検査・技術検査		※評定する。																																					
●工事成績評定の対象(工事成績評定要領第2条)		●評定しない(○応急工事 ○取壊解体工事 ○土砂搬運工事 ○規格品据付工事 ○規格品交換工事 ○部品交換工事(オーバホール含む) ●その他)																																					
●化学物質を放散させる(工事成績評定要領第2条)		本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質および性能を有すると共に、建築材料等の使用制限																																					
●化学物質を放散させる(工事成績評定要領第2条)		(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗装、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びステレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。(2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。(3) 接着剤は可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。(4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びステレンを放散しないか、放散が極めて少ない材料を使用したものとする。																																					
●室内空気中の化学物質の濃度測定および確認		※24時間測定 ○()時間測定 延べ()箇所 (1) 測定対象室および各室測定箇所数 ※図示 ○() (2) 測定対象物質 ※室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、ステレン、エチルベンゼン(学校の場合はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、ステレン、エチルベンゼン) 測定はパッシブ型採取機器により行う。測定条件等は、監督職員の指示による。																																					
●電気工作物の種類		※事業用電気工作物 ○一般用電気工作物																																					
●電気保安技術者		標準仕様書または改修標準仕様書に規定する電気保安技術者をおくものとする。																																					
●品質管理	標準仕様書第1編1.3.4または改修標準仕様書第1編1.3.4による。																																						
●施工中の安全確保および環境保全	施工中の安全確保および環境保全是標準仕様書第1編1.3.5および1.3.8または改修標準仕様書第1編1.3.5および1.3.9による。																																						
●火気の取り扱い	改修標準仕様書第1編1.3.6による。																																						
●施工調査	施工計画調査は、改修標準仕様書第1編1.5.1および第2編2.1.1による。事前調査の内容は次による。 調査項目 改修対象建物および同建物内設備配管・配線等・屋外埋設配管等埋設物 調査範囲 本工事と取り合いのある範囲および本工事の施工により影響が及ぶ範囲 調査方法 スケール・レベル・目視による他、監督職員との協議による ○改修範囲の既存機器絶縁線へのPCB混入の有無について調査し、監督職員に報告する。 ○型式調査 ○照明器具安定器 ○変圧器 ○高圧コネクタ ○高圧リリットル ○交流遮断器 ○絶縁油分析調査 変圧器 台 高圧コネクタ 台 高圧リリットル 台 交流遮断器 台 分析は「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル」による。 分析機関による分析費用は本工事とする。																																						
○埋設物等	標準仕様書または改修標準仕様書によるほか、下記による。 施工前に当該工事に係る地中埋設物等(建物または既設コンクリート内の既設配管・配線も含む)について事前調査を行う。既設構造物の位置および既設埋設配管の経路等が不明な場合は、探査方法および試験掘方法等を監督職員と協議する。																																						
●非破壊調査	はつりおよび穴開け、あと施工アンカー等の施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋・配管類の位置に差し出しを行うものとし、費用は本工事とする。放射線透過検査を用いる場合は、監督職員と協議する。																																						
●工法等の提案	工法等の提案は、標準仕様書第1編1.5.6または改修標準仕様書第1編1.6.7による。																																						
●工事用電力	(1) 本工事に必要な工事用電力、水等の費用 ※含む ○含まない ・水・その他																																						
○工事負担金等	下記の費用を()を含む ※含まない) ○電力負担金()円 ○変電所建設負担金()円 ○CA T V加入料金()円																																						
●現場表示板	地域住民への工事に関する情報提供のため、現場表示板を設ける。表示板には、県内伐採材を使用し、工事名称、発注者名、受注者名、連絡先等を簡明に示す。																																						
●工事用仮設物	構内につくることが ※できる ○できない (すべて受注者の負担とする)																																						
○足場・作業構台	別契約の関係発注者が設置したものは、無償で使用できる。 ※ 本工事で設ける場合は改修標準仕様書第1編2.2.2によるほか、足場の設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式または(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 内部足場 ※A種、B種、C種、D種 ○E種(単管足場) ○F種(くさび緊結式足場) ○G種(枠組足場) 外部足場 ○A種(枠組足場) ○B種(くさび緊結式足場) ○C種(単管足場) ※D種、E種 ○F種(高所作業車) なお、単管足場、枠組足場の設置場所は図示または監督職員の指示による。																																						
○仮設間仕切り	屋内に仮設間仕切りを設ける場合は、改修標準仕様書第1編2.2.3による。																																						
●養生	標準仕様書第1編1.3.10または改修標準仕様書第1編1.3.7による。 既存部分の養生 ※行う ○行わない 養生の方法 ※改修標準仕様書による () 固定された備品、机・ロッカー等移動・復旧 ○行う 数量等() ※行わない																																						
●後片付け	標準仕様書第1編1.3.11または改修標準仕様書第1編1.3.11による。																																						
●撤去	撤去を行う場合は、改修標準仕様書第1編1.3.8によるほか、次による。 工作物撤去後の補修は(※モルタル補修)とする。																																						
●再使用機材	取外した再使用する機材は、清掃を行い、絶縁状態を確認後に取付けるほか、改修標準仕様書第1編1.4.3による。なお照明器具等の見えがかり部分は、洗剤を使用するなどして十分に清掃を行う。																																						
●発生材の処理等	(1) 標準仕様書第1編1.3.9または改修標準仕様書第1編1.3.9による。 引き渡しを要するもの ※なし ○あり (○金属類 ○盛土 ○電線、ケーブル ○機器類 ●照明器具類) 家電リサイクル法による処分を要するもの ○なし ○あり(図示) (2) 特別管理産業廃棄物 ※無 ○有(○PCB含有機器 ○据置鉛蓄電池(廃酸) ○廃油 ○) (運搬および処分費は ○本工事(○PCB含有機器を除く) ○別途) PCBを含有する電気機器等は、「リサイクル化促進法」の適切な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)によるほか、PCBが流出しない保管容器に収納し、建物管理者に引渡す。 (3) 放射性物質を含むイオン化式感知器 ※無 ○有(運搬・処分費は ※本工事 ○別途) 製造業者または販売業者に回収を委託する。 (4) 六ふっ化硫黄(SF6)ガス ※無 ○有(運搬・処分費は ※本工事 ○別途) ガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等、受変電機器に含まれるSF6ガスは、製造者又はガス回収業者に回収を委託し、再利用または再資源化する。 (5) ボード等内外装材の撤去復旧に際しては、アスベスト含有建材とみなして必要な対策を講じ、適切に処分すること。 (6) 上記以外のものについては関係法令に従い適切に処理する。																																						
○建設発生土の処分	※構外搬出適切処理(※運搬・処分費を含む) ○処分地: () ○構内指示の場所に敷きならし ○構内指示の場所にたい積 ○現場説明書による																																						
●環境への配慮	(1) 「建設機械に関する技術基準」および「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(国土交通省)による排出ガス対策型および低騒音型建設機械を使用する。 (2) 発生材の処理等 再資源化を図るもの ○蛍光ランプ、H I Dランプ ○小型二次電池 ○金属類 ○建設汚泥 ○アスファルト・コンクリート塊 ○コンクリート塊 ○建設発生木材 (3) 再生資源の利用 ※再生クラッシュラン ※再生アスファルト合材 (4) 提出書類 以下の書類について、提出用ファイル(電子データ)を監督職員に提出する。 ①再生資源利用(計画・実施)書 ②再生資源利用促進(計画・実施)書																																						
●グリーン購入調達記録表の提出	資材、工法、建設機械において、工事の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「福井県庁グリーン購入推進方針(平成13年4月27日策定)」に基づき環境資材等の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績を記録した「公共工事に係るグリーン購入調達記録表」を監督職員に提出する。																																						
○情報共有システム	※利用しない (ただし、受注者より利用したい旨の申し入れがあった場合は、発注者はこれを承諾する。) ○利用する (情報共有システム運用ガイドライン(案)福井県版を基に、福井県仕様のシステムに登録し利用すること。)																																						
○電子納品	(1) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品は、「電子納品の手引き(案)福井県版」(以下「要領等」といふ)に基づいて行う。 (2) 成果品は「要領等」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(OH-R)で2部提出する。 (3) 電子成果品の提出の際には電子チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施したうえで提出する。 (4) 完成検査までに(公財)福井県建設技術公社に電子納品保管管理システムの登録料を支払い、完成検査終了後、正を監督職員に副を(公財)福井県建設技術公社に提出する。																																						
○電子納品の対象	工事関係資料のうち電子納品の対象とする納品資料を表に示す。 詳細については、「電子納品の手引き(案)福井県版」による。																																						
	フォルダ名称	資料大分類	ファイル形式																																				
	PLAN	施工計画書	PDF形式																																				
	SCHEDULE	工程表	PDF形式																																				
	MEET	打合せ簿	PDF形式																																				
	MATERIAL	機材関係資料	PDF形式																																				
	PROCESS	施工関係資料	PDF形式																																				
	INSPECT	検査関係資料	PDF形式																																				
	SALVAGE	発生材関係資料	PDF形式																																				
	DRAWING	完成図	※SXF(sfc)形式および ※JW-CAD形式																																				
	MAINT	保全に関する資料	PDF形式																																				
	OTHS	契約関係資料	PDF形式(注1)																																				
		施工図	※SXF(sfc)形式																																				
		完成写真	JPEG形式(注3)																																				
		工事実績情報	PDF形式																																				
		工事の一時中止	PDF形式																																				
		工期の変更	PDF形式																																				
		文化財その他埋設物	PDF形式																																				
		その他の資料	PDF形式																																				
	(注4)	工事写真	JPEG形式(100万画素程度)																																				
	注1：元請・下請関係届出書、現場指示書は契約関係資料に入れる。それ以外については手引きによる。 注2：ファイル形式は上表による。これによれない場合は監督職員と協議する。 注3：完成写真は電子画像の他、[○四つ切 ○キャベネ]のプリントを()部提出する。 注4：フォルダ構成など、「営繕工事写真撮影要領令和5年版」(国土交通省大臣官庁官庁官庁)によるほか、監督職員の指示による。ただし画像データの編集はファイルのみとする。																																						
共通事項	●完成時の提出図書等	(1) 標準仕様書および改修標準仕様書による完成図等を作成し、監督職員に提出する。 電子納品によるほか、提出部数および作成様式等は下記のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>種類</th><th>製本</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>※完成図(変更設計図を含む)</td><td>(注)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>※保全に関する資料</td><td></td><td>2部</td><td></td></tr><tr><td>○長期保全計画書</td><td></td><td>2部</td><td></td></tr></tbody></table> 注：完成図白紙製本 A1版1部、A3版3部を提出する。 (2) 保守点検に必要な工具類一式を、監督職員に提出する。				区分	種類	製本	備考	※完成図(変更設計図を含む)	(注)			※保全に関する資料		2部		○長期保全計画書		2部																			
	区分	種類	製本	備考																																			
	※完成図(変更設計図を含む)	(注)																																					
	※保全に関する資料		2部																																				
	○長期保全計画書		2部																																				
	●設計図	○設計図 A1の白焼きを()部、A3の白焼きを()部製本し提出する。																																					
	●著作権等	当該建物において取得する、施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。																																					
	○一年点検	受注者は「果有不良個一年点検実施要領」に基づき一年点検を実施し、報告書を提出する。施工に起因する不良個がなければ改修する。																																					
	●耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人 建築研究所監修)により、基礎、架台、アンカーボルトについて耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基礎施工要領は標準図(機械設備工編)(施工25～29)による。 (1) 設計用水平震度 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th colspan="2">●特定の施設</th><th colspan="2">○一般の施設</th></tr></thead><tbody><tr><td>上層階</td><td>2.0(2.0)</td><td>1.5(2.0)</td><td>1.5(2.0)</td><td>1.0(1.5)</td></tr><tr><td>屋上および塔屋</td><td><2.0></td><td><1.5></td><td><1.5></td><td><1.0></td></tr><tr><td>中間階</td><td>1.5(1.5)</td><td>1.0(1.5)</td><td>1.0(1.5)</td><td>0.6(1.0)</td></tr><tr><td>1階</td><td>1.0(1.0)</td><td>0.6(1.0)</td><td>0.6(1.0)</td><td>0.4(0.6)</td></tr><tr><td>および地下階</td><td><1.5></td><td><1.0></td><td><1.0></td><td><0.6></td></tr></tbody></table> 注1 ()内の数値は防振支持の機器の場合、< >の数値は水槽類に適用する。 2 重要機器(水槽類)は、下記による。(水槽類には燃料タンク等を含む。) ○配電盤 ○直流電源装置 ○非常用発電機装置 ○交換機 ○電算用電源 ○UPS装置 ○自動火災報知設備 ○防災設備 ○監視制御装置 ○危険物貯蔵装置 ○火を使用する設備 ○避難経路上に設置する機器 ●動力盤 3 上層階の定義は、次による。 6階建以下の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、 10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階 (2) 設計用鉛直震度 設計用鉛直震度は設計用水平震度の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。				設置場所	耐震安全性の分類				●特定の施設		○一般の施設		上層階	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)	屋上および塔屋	<2.0>	<1.5>	<1.5>	<1.0>	中間階	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)	1階	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)	および地下階	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>
	設置場所	耐震安全性の分類																																					
●特定の施設		○一般の施設																																					
上層階	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)																																			
屋上および塔屋	<2.0>	<1.5>	<1.5>	<1.0>																																			
中間階	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)																																			
1階	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)																																			
および地下階	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>																																			
○建物への配管引込部の耐震処置	地盤変位への対応 想定沈下量 ※小規模0.2m以下 ○中規模0.6m以下 ○大規模1.0m以下																																						
●あと施工アンカー	新規に作成する基礎・構造物に設備を設置する場合には、原則としてあと施工アンカーは使用してはならない。 配管、機器等の吊り下げ用アンカーには接着系アンカーを使用してはならない。 施工後確認試験を行う。ただし、吊りボルト用アンカー等軽微なものは監督職員との協議により省略することができる。 試験方法 国土交通省大臣官庁官庁官庁の公共建築改修工事標準仕様書(建築工編)(令和4年版)8.12.7による。																																						
○確認強度	確認強度 監督職員との協議による。																																						
○アンカーボルトのナット用合成樹脂製キャップ	屋外設置機器のアンカーボルトのナット部分には、合成樹脂製キャップをかぶせる。																																						
○適用区分	建築基準法に基づき定められた風速および地面粗度区分 V ₀ (○3.0 ○3.2 ○3.4) 地面粗度区分(○I ○II ○III ○IV) 条例により定められた積雪荷重 垂直積雪量 cm 単位荷重 N/cm ² m ²																																						
○風圧力および積雪荷重の検討	以下の設備に対して建築基準法に定めるところによる風圧力および積雪荷重に対し、構造耐力上安全である旨の検討(計算等)を行い、監督職員に報告し承諾を得る。 ○受雷部および引下り導線 ○太陽電池レイアウトおよび接続箱 ○風車発電装置 ○テレビ共同受信用アンテナおよびアンテナmast ○太陽電池式ポール型屋外時計 ○																																						
○防火区画貫通部等の処理	電線等が防火区画または防火上主要な間仕切りを貫通する場合には、関係法令(建築基準法施行令第112条、第113条、114条、第129条の2(4))に従うほか、標準仕様書第2編2.1.10および2.1.11または改修標準仕様書第2編2.1.11および2.1.12により、適切な措置を行う。 (2) 大臣認定を受けた工法で施工する場合は、認定書の写しを提出し、監督職員の承諾を受けるとともに、認定工法の表示を行う。																																						
○はつりおよび穴開け	はつりおよび穴開けを行う場合は、改修標準仕様書第1編2.2.11によるものとし、既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用し、モルタル等を充て込んで補修する。																																						
●電線	特記なきものはEM-Iとする。																																						
●電線類	EM電線、EMケーブルで規格等の記載のないものは、ハロゲンおよび鉛を含まない材料で構成されたものとする。																																						
●機器内配線等	下記の機器内配線およびケーブルには、EM電線およびEMケーブルを使用する。ただし、高圧主回路配線はこの限りでない。 分電盤 ○A盤 実験盤 開閉器箱 制御盤 キュービクル配電盤 直流電源装置 交流無停電電源装置(簡易型を除く)																																						
●ケーブル配線	ケーブル配線の場合、接地線は原則としてケーブルの芯線数を追加して利用する。ただし、幹線は除く。原則として専用の支持材での支持とするが、改修工事等でこれによれない場合は監督職員の承諾を受ける。																																						

一般事項	○仮設間仕切り	屋内に仮設間仕切りを設ける場合は、改修標準仕様書第1編2.2.3による。			
	●養生	標準仕様書第1編1.3.10または改修標準仕様書第1編1.3.7による。 既存部分の養生 ※行う ○行わない 養生の方法 ※改修標準仕様書による () 固定された備品、机・ロッカー等移動・復旧 ○行う 数量等() ※行わない			
	●後片付け	標準仕様書第1編1.3.11または改修標準仕様書第1編1.3.11による。			
	●撤去	撤去を行う場合は、改修標準仕様書第1編1.3.8によるほか、次による。 工作物撤去後の補修は(※モルタル補修)とする。			
	●再使用機材	取外した再使用する機材は、清掃を行い、絶縁状態を確認後に取付けるほか、改修標準仕様書第1編1.4.3による。なお照明器具等の見えがかり部分は、洗剤を使用するなどして十分に清掃を行う。			
	●発生材の処理等	(1) 標準仕様書第1編1.3.9または改修標準仕様書第1編1.3.9による。 引き渡しを要するもの ※なし ○あり (○金属類 ○盛土 ○電線、ケーブル ○機器類 ●照明器具類) 家電リサイクル法による処分を要するもの ○なし ○あり(図示) (2) 特別管理産業廃棄物 ※無 ○有(○PCB含有機器 ○据置鉛蓄電池(廃酸) ○廃油 ○) (運搬および処分費は ○本工事(○PCB含有機器を除く) ○別途) PCBを含有する電気機器等は、「リサイクル化促進法」の適切な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)によるほか、PCBが流出しない保管容器に収納し、建物管理者に引渡す。 (3) 放射性物質を含むイオン化式感知器 ※無 ○有(運搬・処分費は ※本工事 ○別途) 製造業者または販売業者に回収を委託する。 (4) 六ふっ化硫黄(SF6)ガス ※無 ○有(運搬・処分費は ※本工事 ○別途) ガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等、受変電機器に含まれるSF6ガスは、製造者又はガス回収業者に回収を委託し、再利用または再資源化する。 (5) ボード等内外装材の撤去復旧に際しては、アスベスト含有建材とみなして必要な対策を講じ、適切に処分すること。 (6) 上記以外のものについては関係法令に従い適切に処理する。			
	○建設発生土の処分	※構外搬出適切処理(※運搬・処分費を含む) ○処分地: () ○構内指示の場所に敷きならし ○構内指示の場所にたい積 ○現場説明書による			
	●環境への配慮	(1) 「建設機械に関する技術基準」および「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(国土交通省)による排出ガス対策型および低騒音型建設機械を使用する。 (2) 発生材の処理等 再資源化を図るもの ○蛍光ランプ、H I Dランプ ○小型二次電池 ○金属類 ○建設汚泥 ○アスファルト・コンクリート塊 ○コンクリート塊 ○建設発生木材 (3) 再生資源の利用 ※再生クラッシュラン ※再生アスファルト合材 (4) 提出書類 以下の書類について、提出用ファイル(電子データ)を監督職員に提出する。 ①再生資源利用(計画・実施)書 ②再生資源利用促進(計画・実施)書			
	●グリーン購入調達記録表の提出	資材、工法、建設機械において、工事の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「福井県庁グリーン購入推進方針(平成13年4月27日策定)」に基づき環境資材等の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績を記録した「公共工事に係るグリーン購入調達記録表」を監督職員に提出する。			
	○情報共有システム	※利用しない (ただし、受注者より利用したい旨の申し入れがあった場合は、発注者はこれを承諾する。) ○利用する (情報共有システム運用ガイドライン(案)福井県版を基に、福井県仕様のシステムに登録し利用すること。)			
○電子納品	(1) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品は、「電子納品の手引き(案)福井県版」(以下「要領等」といふ)に基づいて行う。 (2) 成果品は「要領等」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(OH-R)で2部提出する。 (3) 電子成果品の提出の際には電子チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施したうえで提出する。 (4) 完成検査までに(公財)福井県建設技術公社に電子納品保管管理システムの登録料を支払い、完成検査終了後、正を監督職員に副を(公財)福井県建設技術公社に提出する。				
○電子納品の対象	工事関係資料のうち電子納品の対象とする納品資料を表に示す。 詳細については、「電子納品の手引き(案)福井県版」による。				
	フォルダ名称	資料大分類	ファイル形式		
	PLAN	施工計画書	PDF形式		
	SCHEDULE	工程表	PDF形式		
	MEET	打合せ簿	PDF形式		
	MATERIAL	機材関係資料	PDF形式		
	PROCESS	施工関係資料	PDF形式		
	INSPECT	検査関係資料	PDF形式		
	SALVAGE	発生材関係資料	PDF形式		
	DRAWING	完成図	※SXF(sfc)形式および ※JW-CAD形式		
	MAINT	保全に関する資料	PDF形式		
	OTHS	契約関係資料	PDF形式(注1)		
		施工図	※SXF(sfc)形式		
		完成写真	JPEG形式(注3)		
		工事実績情報	PDF形式		
		工事の一時中止	PDF形式		
		工期の変更	PDF形式		



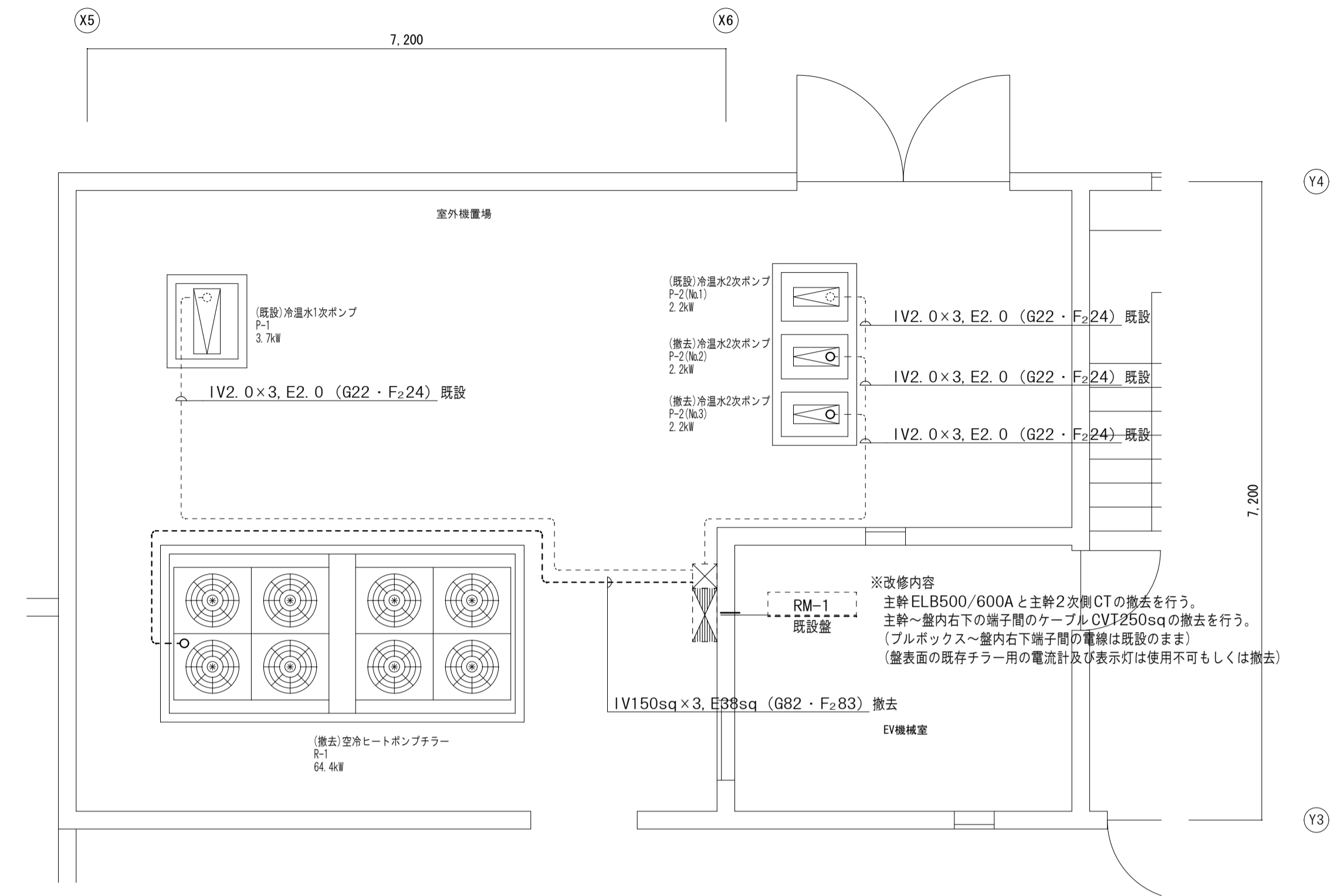
PH階平面図 1/100



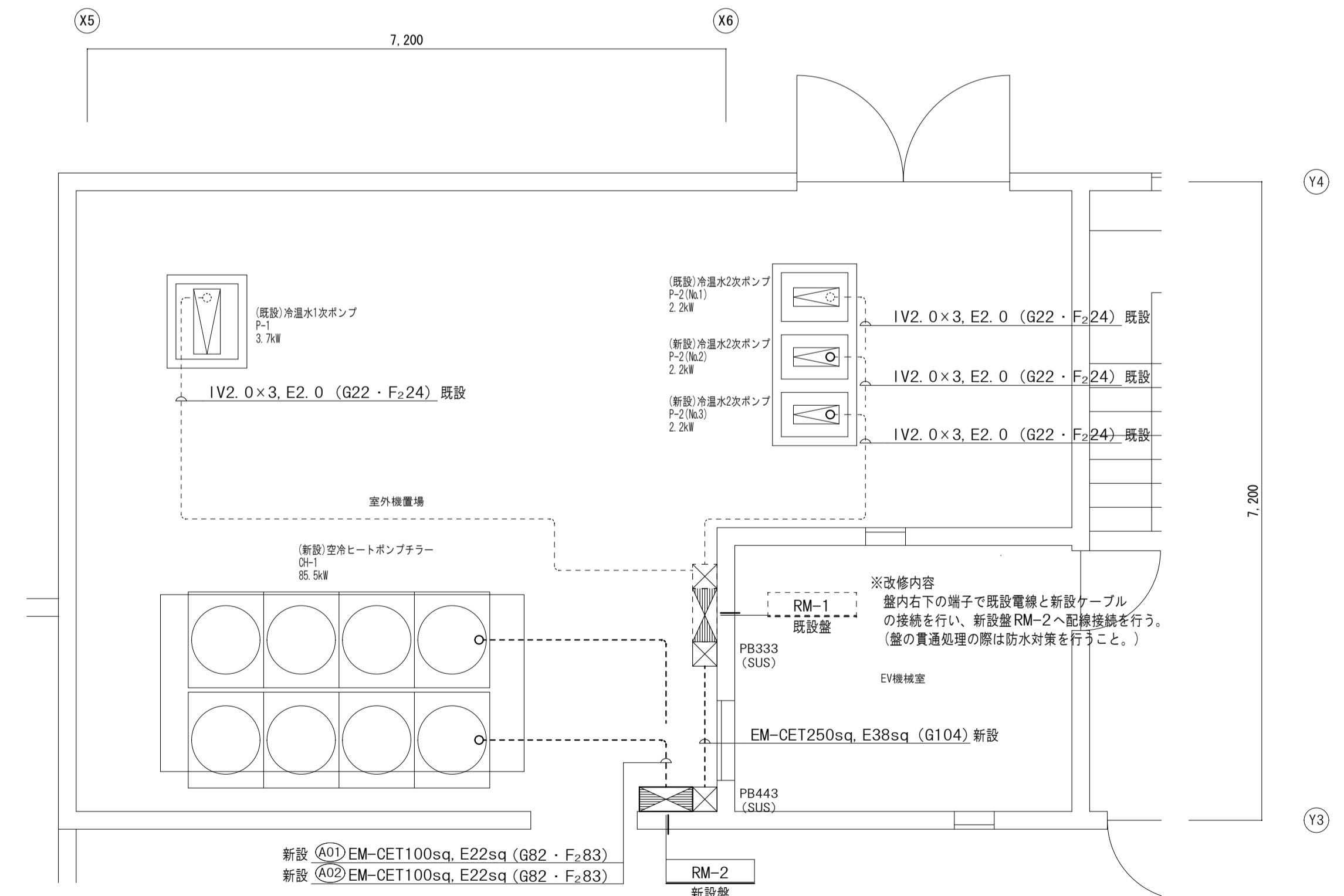
凡例

記号	名称・規格
■	新設動力制御盤 ※器具の仕様、形状などは動力盤結線図参照
□	既設動力制御盤 ※改修内容は傍記による
□	新設プルボックス ※サイズは傍記による
□	既設プルボックス ※既設のまま
○	電動機結線箇所

- 注記
1. 図中、特記なき配管・配線は下記による。
 ----- 露出配管・配線を示す。
 - - - - - 既設配管・配線を示す。
 2. 改修工事において、本工事に關りの無い部分については現状の機能を損なわないよう十分に注意して施工を行うこと。
 3. 図中、破線で表す器具については本工事に關わる既設品を示す。
 4. 既設回路を十分調査の上、施工のこと。
 5. 今回工事に關わる既設配管・配線は再利用するため、十分に養生を行うこと。
 6. 改修工事の工程などについては事前に打合せの上、施工のこと。また、工事順序により仮設配管・切回し配管工事が必要な場合も本工事に含む。
 7. その他、不明な物については、監督職員と打合せの上施工のこと。



PH階詳細図(改修前) 1/50



PH階詳細図(改修後) 1/50